

国民年金保険料の 退職(失業)による特例免除

国民年金保険料の納付が経済的な理由で困難なときに、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下

の場合、申請をすることで、保険料の納付が「免除」、または「猶予」される制度があります。

この制度の特例で、退職(失業)や天災などが原因で、所得がなくなったことにより国民年金保険料が納付できない方は、この事実が確認できる公的機関の証明書等の写しを添付することで、前年の所得が一定額以上であつても「免除」、または「猶予」の対象となる場合があります。

※配偶者・世帯主に一定額以上の所得があるときは、特例免除が認められない場合があります。

この申請には、次のものをご持参のうえ、住民課で手続きをしてください。

持参するもの

- ①年金手帳、または基礎年金番号のわかるもの
 - ②印かん
 - ③他の市町村から転入した方は、前年の所得を証明するもの(所得証明書)
 - ④公的機関の証明書
- ※「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」など

◆申請・問い合わせ

住民課 国民年金班
☎(84) 1214

後納保険料納付書には

「使用期限」があります

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料は、平成24年10月から平成27年9月30日までの3年間、後納制度を利用して納付することができますが、すでに後納制度のお申込をされ、後納保険料の納付がお済みでない方は、お手元の納付書の使用期限が平成26年3月31日になっていきますのでご注意ください。

※後納制度の納期限は、納めたい月の10年目の月の末日です。納期限を経過すると納付できません。

後納保険料の加算額は年度(4月1日～3月31日まで)により定められていますので、平成26年3月までに発行された納付書は、平成26年4月以降は使用できません。

使用期限内に納付できなかった方は、平成26年4月以降に使用できる納付書の作成が必要となりますので、下記までご連絡ください。

納めたい月	納期限
平成16年4月分	平成26年4月30日
平成16年5月分	平成26年5月31日
平成16年6月分	平成26年6月30日

◆問い合わせ

日本年金機構
国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570(011)050
※IP・PHS電話の場合
☎03(6731)2015

受付時間

○月曜日
午前8時30分～午後7時
○火～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
○第2土曜日
午前9時30分～午後4時

※お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※月曜日が休日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受け付けます。

※祝日、12月29日～1月3日はご利用できません。